

農地法第4条・第5条(農地転用 [市街化区域内])届出必要書類

八千代町農業委員会

- ◆届出書及び添付書類・・・1部提出(原本)
- ◆添付書類は、申請前3ヵ月以内の原本とする。
- ◆届出は随時受けつけております。
- ◆その他、内容により審査等に必要な書類の添付をお願いすることがあります。

○添付書類等

書類名	備考
届出書	4条(様式2-1),5条(様式2-2)
土地全部事項証明書 (土地登記簿謄本) [下妻法務局]	全部事項証明書に限る (記載住所が現住所と違う場合は住民票等添付)
住民票の写	届出人が八千代町以外に居住している場合
法人登記事項証明書 (土地登記簿謄本) [下妻法務局]	届出人が法人の場合
付近状況図(住宅地図等)	住宅地図等を利用し届出地を明記 (縮尺 1/3,000 程度)
公図写 [下妻法務局]	届出地を明記。
仮換地証明書 [都市建設課]	届出地が仮換地の場合 ※原本還付可(受理書交付時) 原本還付を希望される場合は、カラーコピー1部を提出
他法令申請等写	他法令(都市計画法等)の手続きを要する場合
代理委任状	代理人による申請の場合

<問い合わせ先>

八千代町農業委員会事務局

TEL:0296-48-1111(内線2110) FAX:0296-48-3001